

事業系ごみ減量のため、減免制度を廃止する
時期及びその手法について

【 意 見 書 】

平成20年(2008年)7月

箕面市廃棄物減量等推進審議会

目 次

| | |
|-----------------|---|
| はじめに | 1 |
| 減免制度廃止の必要性 | 1 |
| 検討の視点 | 2 |
| 検討結果に至る経緯 | 3 |
| 検討結果 | 4 |
| 減免制度の廃止時期及びその手法 | |
| 減免制度の廃止と処理手数料 | |
| 処分手数料の適正化 | |
| 減免制度廃止の影響 | 5 |
| 最後に | 6 |
| 付帯意見 | 6 |

【添付資料】

- 資料1 答申「事業系一般廃棄物の減量等の方策の在り方について（平成18年9月）
の減免制度に関する記述
 - 資料2 箕面市における処理手数料・処分手数料の推移
 - 資料3 北摂各市の処理手数料・処分手数料
 - 資料4 北摂各市のごみ処理に関する経費と手数料
 - 資料5 事業系ごみと家庭ごみの費用負担割合
 - 資料6 減免制度の廃止、処理手数料、処分手数料の適正化に関する今後の予定
 - 資料7 処理手数料の変更上限を16円/kgに設定する理由
 - 資料8 資源化可能な廃棄物、処理料金、資源化率
-

【はじめに】

本審議会では、平成18年9月に答申した「事業系一般廃棄物の減量等の方策の在り方について」(以下、「答申」という。)において、「手数料の適正金額」、「手数料是正の時期」、「減免制度廃止の時期」について問題提起するとともに、その大きな方向性や実現すべき期間(概ね10年程度)についても示唆した(【資料1】参照)。

それから約2年の月日が経過したが、この間、市は、答申を受け、減免制度の廃止を前提とした段階的な見直しを進め、平成19年3月には、「箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例」を一部改正(同年7月1日施行)し、減免割合を8割から6割に減じた。

そのうえで、平成19年12月、市から本審議会に対して、答申では明示しなかった「適正な『処理手数料』『処分手数料』の金額を踏まえつつ、当面の課題である『許可業者に対する減免制度を廃止する時期(廃止の最終期限)』と『段階的施行の方法』について」意見伺いがあった。

本意見書は、その伺いに対する審議会の意見を取りまとめたものである。

なお、本意見書は、答申をふまえて検討したものであり、答申の記述内容と重複する箇所がある。予めご理解いただきたい。

【減免制度廃止の必要性】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例」で規定されているとおり、事業系ごみ(事業系一般廃棄物)は事業者による自己処理責任が原則である。

しかし、箕面市のごみ処理経費に占める事業系ごみの負担割合は、北摂各市の状況と比較して、また、箕面市の家庭ごみの負担割合と比較して著しく低いことは明白であり、早期に負担の適正化を図る必要がある。

また、減免制度は、清掃業務の従事者が少なかった時代に、零細な収集・運搬業者を保護・育成するという目的から始まったと言われており、その歴史的経過は軽視できないが、しかし、副次的効果として、排出事業者に破格の低額でのごみ処理を可能にし、現在のごみに関心の低い土壌を作ってしまったとも言える。

以上のように、事業系ごみの負担の適正化及び事業系ごみの減量の観点から、減免制度は廃止する必要がある。

【検討の視点】

検討にあたり考慮した視点は、主に以下の3つである。

- 1 処理手数料、処分手数料、減免率、減免後処分手数料に関して、近隣市（北摂各市）との均衡（【資料2】【資料3】参照）
- 2 ごみ処理経費の中に占める処理手数料負担（【資料4】参照）
- 3 事業系ごみと家庭ごみの費用負担割合（【資料5】参照）

まず、1の視点であるが、北摂6市（池田市、吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、豊中市）のうち、減免制度を導入していない市が3市ある。さらに、去る平成20年4月1日、豊中市が関係条例を改正（同年10月1日施行）し、減免制度を全廃したことにより、北摂において、減免制度のない市が半数以上となった。

箕面市の処理手数料及び処分手数料は、それぞれ10円/kgと4円/kgで、いずれも北摂のなかで最低金額である。逆に、減免率は6割（平成19年改正後）で最も高い。その結果、減免後の処分手数料、すなわち、事業系ごみを環境クリーンセンターに収集・運搬してきた許可業者が、箕面市に支払う金額は1.6円/kgである。ちなみに、北摂各市における減免後処分手数料は、最も高い市で7円/kg、平均では4.7円/kgである。箕面市の減免後処分手数料は破格の安さであり、北摂各市との均衡を著しく欠いている（注：本市及び北摂各市の条例においては、両手数料の単位を10kg当たりで表記することが通例であるが、本意見書においては、市民にも分かりやすいように、1kg当たり単位で表記する）。

次に、2の視点について、箕面市の「処分経費＋収集経費」（＝ごみ処理経費）に占める処理手数料の割合は19%で、北摂各市のなかで最も低い。

箕面市では原則として事業系ごみの収集・運搬は行わないが、特に必要と認めるときは、事業系一般廃棄物の処理をすることができる（箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例第十九条第二項）と定めており、その際に徴収する手数料が処理手数料である。それは同時に、排出事業者から許可業者に支払われる収集及び運搬並びに処分に関する料金の法律上の上限を示す金額（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第十二項）としても位置づけられており、仮に、処理手数料を据え置いたままで減免制度を廃止した場合は、新たに発生するコスト負担を許可業者が全て引き受けるかたちとなる。もちろん、排出事業者と許可業者が交わすごみの収集・運搬に係る契約は民・民の契約であり、審議会及び市が立ち入るものではないが、例え理念上であったとしても、許可業者が新たに発生するコストを全て負担することは、減免制度を廃止する目的（事業系ごみの負担の適正化及び事業系ごみの減量）から

みて不適切であると言わざるを得ない。したがって、減免制度の廃止を実現するには、並行して処理手数料も引き上げる必要がある。

3の視点について、平成15年に一部有料化された家庭ごみの処理経費に対する負担割合は、43.7%（20円/kg）である。一方で、事業系ごみの負担割合は21.8%（10円/kg）で家庭ごみの負担割合のおよそ半分であり、その点からも処理手数料の適正化、早期の減免制度廃止が求められる。

ただし、処理手数料を大幅に見直す際には、処理手数料に占める処分手数料の割合に留意すべきである。箕面市の処理手数料の価格設定は、当時の近隣市とのバランスを重要視したようであるが、処理が収集・運搬と処分によって構成されていることは自明であり、処理手数料を大幅に変更する際には、その構成要素である処分手数料の変更もともに検討されなければ、価格の構成バランスに大きな影響を与えることとなる。その一方、処分手数料の変更は、許可業者及び排出事業者に対して大きな影響を与えることが予想されるほか、環境クリーンセンターへ搬入されたごみ全てが対象となるので、事業系ごみのみならず、一部有料化を実施している家庭ごみにも影響を及ぼすこととなるため、慎重な検討が必要である。

【検討結果に至る経緯】

検討の初段階で、各委員から提案された手法は、主に以下の3つである。

- 1 排出事業者の意識改革をめざして、一挙に全廃する。
- 2 6割から3割、3割から0へと、2段階で全廃する。
- 3 2年ずつ、2割ずつ廃止していき、6年（3段階）で全廃する。

まず、一挙に全廃する1の意見は、処理手数料の値上げと並行して実施することで、形式として減免制度が補っていたコストを排出事業者に（一部又は全部）転嫁することとなり、排出事業者におけるごみ減量意識の高まりを最も期待できる手法である。しかし、急激な変化を伴う手法は、許可業者や排出事業者の経営に与えるリスクが大きく、反発も大きいと予想される。

2の意見は、1が抱えるリスクを考慮したうえで、しかし、早期に減免制度を廃止する必要があるとの認識に基づいた意見である。2段階での廃止によって、リスクの分散を図りつつ、一方でそれが経済的インセンティブとなり、排出事業者の減量に対する取り組みが促進されることを期待できる。また、一定期間をかけた全廃方式なので、例えば、ごみの資源化（リサイクル）のためのシステムづくりなども着手・進行する可能性がある。

3の意見は、廃止に至る猶予期間を比較的長く設定している。この意見は、減免制度が許可業者の保護・育成を目的としてきたと言われる点からは首肯できる。

しかし、前回の減免制度割合の削減から既に1年以上が経過し、本意見書を受けて市条例が変更されるとすれば、そのタイミングは早くとも前回削減時から2年経過していると予想される。答申でも記載したとおり、処分手数料の適正化などの課題が控えるなか、減免制度の廃止は早期に実現されるべきものであり、答申から8年を経過した時点での減免制度廃止は巧遅となる恐れもある。また、市民の理解を得ることは難しいとの意見もあった。

委員から提案された3つの手法の趣旨を、再度まとめると、

- 1 減免制度を廃止する目的である「負担の適正化及び事業系ごみの減量」について、最大限の効果を得るため、一挙に全廃する。
- 2 減免制度を廃止する目的である「負担の適正化及び事業系ごみの減量」について、一定の効果を得つつ、リスクを分散させるため、6割から3割、3割から0へと、2段階で全廃する。
- 3 減免制度が設けられた目的と言われている許可業者の保護・育成を尊重し、2年ずつ、2割ずつ段階的に廃止し、今後、6年（3段階）で全廃する。

ということである。

これらの提案は全て、減免制度の廃止という目標を共有しつつ、それぞれの立場に基づく理由（事情）に裏付けされたものであり、それぞれに正当性があると言える。

審議においては、事業系ごみを減量化、資源化するためのシステム構築及びその浸透に必要となる期間、許可業者並びに排出事業者の経営環境への配慮、答申で明らかにした様々な課題を解決するために必要な期間、家庭ごみを有料化した際との比較等を中心に意見を交わした。その結果、上記2、3の提案をベースとする、以下の両案を併記し、審議会の結論とする。

【検討結果】

減免制度の廃止時期及びその手法

案1：減免制度の廃止は、手数料適正化の観点から、早期に実現されるべきものであり、事業系ごみの減量化、資源化のためのシステムづくりを速やかに推進するためにも、答申を出した平成18年度から数えて、5年を目途に、2段階で全廃するべきである。具体的には、平成21年度に減免割合を3割に減じ、平成23年度に全廃する。

案 2：減免制度の廃止は、手数料の適正化という観点も大切であるが、一方で事業系ごみの減量化、資源化を進めるためのシステム構築やその浸透は一定以上の期間が必要であることから、最長でも平成 26 年度までに 3 段階で全廃するべきである。具体的には、2 年毎に減免率を 2 割ずつ減じ、全廃する。

ただし、事業系ごみの減量化、資源化を進めるためのシステム構築が進展したと認められる場合には、年数を早めて対応する。

減免制度の廃止と処理手数料

- ・減免制度の廃止と並行して、処理手数料は現在の 10 円/kg から 12.4 円/kg ~ 16 円/kg (【資料 7】参照) の枠内に変更すべきである。
- ・将来的に、処理手数料は家庭ごみが負担している手数料と同程度の負担とすべきであるが、その際には処分手数料の適正化も合わせて検討すべきである。

処分手数料の適正化

- ・処分手数料は、早期に見直しすべきである。ただし、許可業者及び排出事業者に対する経済的影響が大きいこと、また、その影響は事業系ごみのみならず、家庭ごみにも影響を与えること等から、減免制度廃止の影響を見極めながら、速やかに検討を開始する必要がある。なお、答申のとおり、処分経費の全額を処分手数料とする時期については、平成 18 年度から 10 年目である平成 28 年度を目安とするべきである。

【減免制度廃止の影響】

許可業者についていえば、一定期間を確保した段階的な廃止を採れば、減免制度廃止と許可業者の経営継続が両立する見込みは高いと思われる。また、処理手数料を実質的な負担増 (2.4 円/kg) 以上に引き上げることによって、形式としてその負担は排出事業者が担うこととなる。

排出事業者が受ける影響については、仮に新たに発生するコストを排出事業者が全て引き受けたとしても、単価コスト上昇分を、ごみ排出量の減少によって相殺することは可能である場合が多いと思われる。例えば、【資料 8】は平均モデルとして算出したものであるが、今以上の資源化が行われることによって、一定以上のコストが削減できることを示している。

【最後に】

ごみの発生抑制、資源化の取り組みが進むためには、排出事業者の自助努力はもちろんのこと、リサイクル業者による支援や新たなシステムづくりが求められる。

市民は、排出事業者のごみ発生抑制、資源化への取り組み等を参考にして消費行動に結びつけるなど、側面的な支援を行うべきである。業種によっては、消費者の行動次第で排出事業者のモチベーションが高まるといっても過言ではない。

市は、各事業所に対する積極的な啓発活動や勉強会等の開催をはじめとして、積極的なPR及び相談体制の確立など、排出事業者の取り組みを支援する必要がある。また、市には、減量の進捗状況を把握し、計画的に減量に取り組むことが求められる。

市が策定した「ごみ処理基本計画」(平成18年度改訂版)においては、減免制度の廃止を契機とする排出抑制及び資源化の取り組みによって、事業系ごみ排出量の5%削減をめざす旨が記載されている。その実現のためには、排出事業者、許可業者、市民、市のそれぞれが自らの役割を全うし、答申及び本意見書の内容を着実に実現することが必要不可欠である。

【付帯意見】

本審議会では、減免制度の廃止及び処理手数料の値上げによって、負担の適正化が進展すること及び経済的インセンティブが働き、事業系ごみの減量に結びつくことを期待している。

そのためには、排出事業者自身がこれを機会にごみの発生抑制、資源化について積極的に取り組むことが必要であるが、一方で個々の排出事業者の取り組みには限界があることも事実である。また、複数の排出事業者が協力して取り組んだ方が効果的・効率的な場合もあり、その際には、複数の排出事業者が共同・連携し、あるいは許可業者やリサイクル業者と連携を深め、新しいシステムを構築することも考えられる。また、そのような動きは、既に民間レベルで萌芽しつつあり、その豊かな結実を本審議会としても大いに期待している。

市は、事業者の取り組みを支援するため、排出事業者とリサイクル業者とのコーディネートなど、その広いネットワークや信頼性を生かした役割を果たす必要がある。また、既に市が実施している「みのお・紙リサイクルネット」などの実績を積極的にPRすることも有効であろう。

本審議会としては、この減免制度の廃止を契機に、民と官による協働の取り組みが着手され、進展することを切に願うものである。

【資料1】 答申「事業系一般廃棄物の減量等の方策の在り方について」(平成18年9月)の減免制度に関する記述

減免制度については、過去の経過を踏まえつつも、現在の社会情勢全般から判断するべきである。

もちろん、市の廃棄物行政において、特に事業系ごみの適正処理に関して許可業者の果たす役割は大きく、減免制度は、これらの業者を育成してきた制度ではあるが、反面、その副次的効果として、排出事業者に破格の低額でのごみ処理を可能にし、現在のごみに関心の低い土壌を作ってしまったとも言える。

箕面市の減免制度が誰の利益になっているかは議論の分かれるところであるが、減免された処分手数料はその全額が税で賄われているのであるから、この制度の当初の目的が達成されたと見るのか、達成された上で継続しているのであれば現在の制度はどのような目的で行われているのか、市は、行政を司る者として、納税者の理解を得られるだけの合理性を確保する必要がある。

ただし、この減免制度を見直すことにより、万一許可業者の経営状態に深刻な打撃を与えるようなことがあれば、市の責務である一般廃棄物の適正な処理が滞る危険性もあり、許可業者の採算性をも勘案しつつごみの適正処理に支障が生じないよう配慮する必要がある。

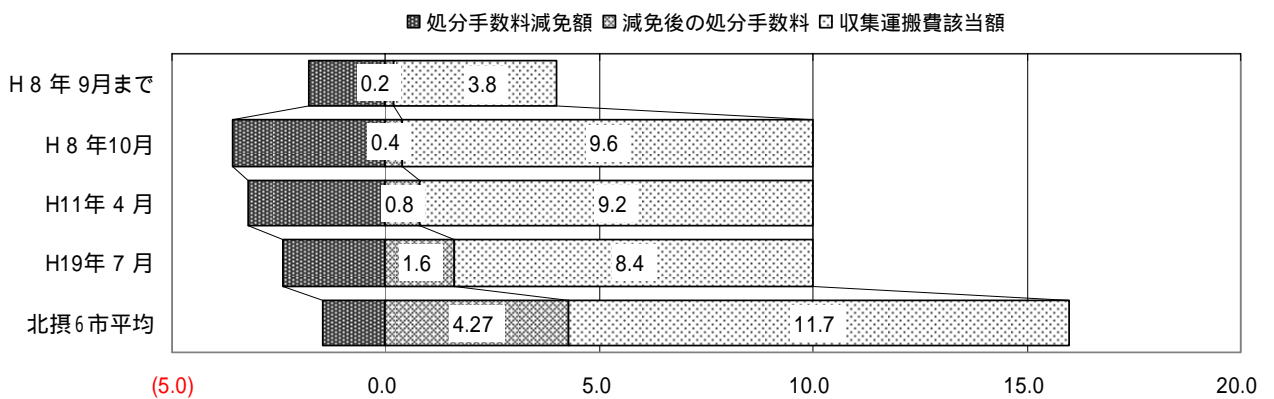
廃棄物処理法上は、市条例で定めた処理手数料のうち処分手数料を除いた額が許可業者の受け取る収集・運搬料金の上限になることから、市は、現在許可業者が排出事業者から受け取っている収集・運搬料金の実態を調査し、処分手数料と併せて処理手数料の適正化にも努めるべきである。

なお、処分経費の全額を事業者が負担すべきなのか、それともその何割かに設定すべきなのか、また収集・運搬料金の法律上の上限となる処理料金の条例による規定を撤廃して許可業者と事業者の契約の自由度を高めるべきか、それとも一定の基準を設けておくべきなのかについて、本審議会において活発な議論がなされたが、結論に達することはできなかった。市は、箕面市内の事業者が現在、実際に許可業者に支払っているごみ処理料金について実態調査を行い、その調査結果も考慮しながら適正な手数料額を設定するべきである。

これら見直しの実施時期については、事業者及び許可業者の負担増加の程度にもよるが、処分経費の全額を処分手数料としたり、減免制度を全廃したりするなど相当程度高い負担となる場合には、概ね10年程度を目安に段階的に施行し、当面それほど高い負担としない場合にあっては早期に実現されることを強く要望する。

【資料2】 箕面市における処理手数料・処分手数料の推移

| 箕面市 (改正経過) | 処理手数料 A | 処分手数料 B | 処分手数料 減免率 C | 処分手数料減免適用後 | | | (円/kg) |
|---------------|------------|------------|-------------------|---------------------------|---------------------------|-----------------------|--------|
| | | | | 処分手数料 減免額 B * C = D | 減免後 処分手数料 B - D = E | 収集運搬費 該当額 A - E | |
| H8年9月まで | 4 | 2 | 90.0% | 1.8 | 0.2 | 3.8 | |
| H8年10月 | 10 | 4 | 90.0% | 3.6 | 0.4 | 9.6 | 各手数料改正 |
| H11年4月 | 10 | 4 | 80.0% | 3.2 | 0.8 | 9.2 | 減免率引下げ |
| H19年7月 | 10 | 4 | 60.0% | 2.4 | 1.6 | 8.4 | 減免率引下げ |



【資料3】 北摂各市の処理手数料・処分手数料（平成18年度）

| | 処理手数料 A | 処分手数料 B | 処分手数料 減免率 C | 処分手数料減免適用後 | | | (円/kg) |
|--------|------------|------------|-------------------|---------------------------|---------------------------|-----------------------|--------|
| | | | | 処分手数料 減免額 B * C = D | 減免後 処分手数料 B - D = E | 収集運搬費 該当額 A - E | |
| 池田市 | 10 | 4 | 0% | 0 | 4 | 6 | |
| 吹田市 | 14 | 7 | 0% | 0 | 7 | 7 | |
| 高槻市 | 17 | 8 | 50% | 4 | 4 | 13 | |
| 茨木市 | 18 | 6 | 48% | 2.9 | 3.1 | 14.9 | |
| 摂津市 | 18 | 6 | 0% | 0 | 6 | 12 | |
| 豊中市 | 19 | 6 | 33% | 2.0 | 4 | 15 | |
| 北摂6市平均 | 16 | 6.2 | 21.8% | 1.48 | 4.72 | 11.28 | |

【資料4】 北摂各市のごみ処理に関する経費と手数料

| | 処 理 | | | | |
|--------|-----------------------|------|-----------------|-----------|-----|
| | 処分経費 + 収集経費 (円/kg) | | 処分手数料 (円/kg) | 割合 (%) | |
| | 処分経費 | 収集経費 | | | |
| 池田市 | 23.3 | 26.4 | 49.7 | 10 | 20% |
| 吹田市 | 16.8 | 36.5 | 53.3 | 14 | 26% |
| 高槻市 | 13.8 | 17.6 | 31.4 | 17 | 54% |
| 茨木市 | 14.7 | 21.1 | 35.8 | 18 | 50% |
| 摂津市 | 21.0 | 34.4 | 55.4 | 18 | 32% |
| 豊中市 | 12.2 | 19.6 | 31.8 | 19 | 60% |
| 北摂6市平均 | 17.0 | 25.9 | 42.9 | 16 | 37% |
| 箕面市 | 19.4 | 33.2 | 52.6 | 10 | 19% |

経費は参考までに示したもので、各市独自の算定基準に基づいた数字であり、同条件で比較できる数値ではない。算定基準が異なる可能性のある項目としては、次のようなものがある。
 収集運搬について：戸別収集かステーション収集か / 収集委託の割合 / 保有車両の状況 / 清掃工場の立地条件 / リサイクル率 / 有害物・プラスチック製容器包装などの分別収集の有無 / 生ごみ堆肥化事業の有無 / 有料制度の運用に係る経費の有無 など
 処分について：流動床炉かストーカー炉か / 焼却熱回収で得られる電力量 / リサイクルセンター運営の有無 / 施設での障害者雇用への貢献の有無 / 資源化のための中間処理の手法 など
 また、ごみ処理量が多くなると処理単価は安くなる傾向にあり、処理総量の違いによる差も生じる。
 処分は家庭ごみと事業系ごみを併せて行うため、それぞれの処分経費を細分化することはできない。
 事業系ごみは市が収集しておらず、事業系ごみの収集運搬については実経費を求められないため、家庭ごみの収集運搬経費で置き換えている。実際には、市が事業系ごみを収集運搬する場合とは収集条件等が異なるため、そのまま事業系ごみの収集運搬経費としてスライドできるわけではない。
 上記の理由から、求めた数値は、比較のために作成した仮想数値である。

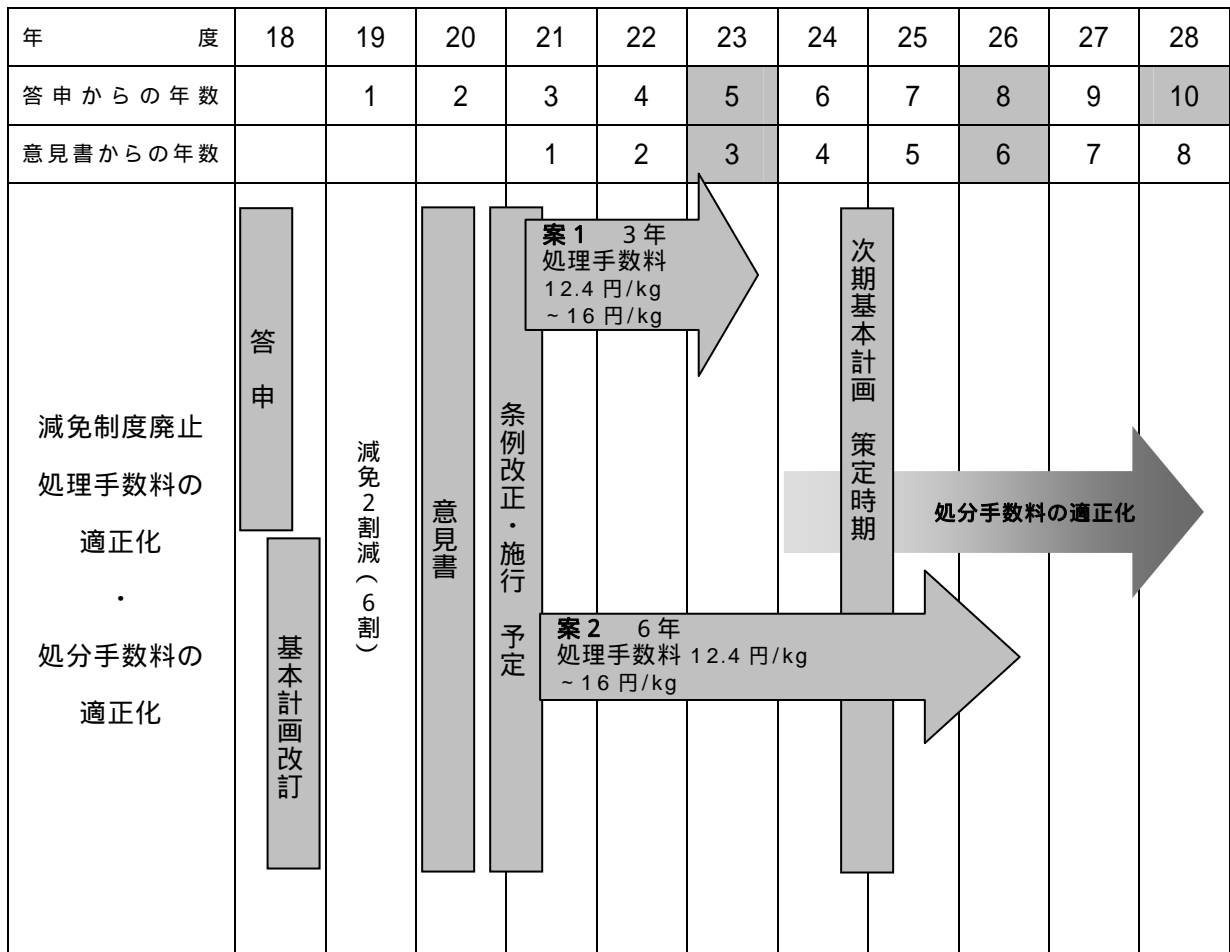
【資料5】 事業系ごみと家庭ごみの費用負担割合

| | | 事業系ごみ (円/kg) | 家庭ごみ (円/kg) |
|----|---------|-----------------|----------------|
| 処理 | 処理手数料 | 10 | 20 |
| | 処理経費相当額 | 45.8 | 45.8 |
| | 負担割合 | 21.8% | 43.7% |
| 処分 | 処分手数料 | 4 | |
| | 処分経費 | 18.1 | |
| | 負担割合 | 22.1% | |

【算定方法】

- 1) 処理経費相当額は平成8年度～18年度のごみ処理経費（収集運搬経費・処分経費・その他経費）の平均値をもとに算定。
 収集運搬経費 27.7円/kg + 処分経費 18.1円/kg = 処理経費相当額 45.8円/kg
- 2) 家庭ごみ（燃えるごみ）の処理手数料（容量 重量換算）は、平成10年度～17年度のごみ組成分析結果（6回実施）の平均値から算定。
 ごみ袋1つあたりの重量 3.15kg/1袋、ごみ袋の容量 = 30リットル/1袋。したがって、10リットル1kg。家庭ごみ（燃えるごみ）の超過有料額は20円/10リットルなので、20円/kgの負担となる。

【資料6】 減免制度の廃止、処理手数料、処分手数料の適正化に関する今後の予定



【資料7】 処理手数料の変更上限を16円/kgに設定する理由

処理手数料の変更上限を16円/kgに設定する理由は、

- (1)【資料3】から、北摂6市の処理手数料平均額であること
 - (2)【資料4】から、33.2円/kg(箕面市の収集経費)×37%(北摂6市の「処分経費+収集経費」平均に処理手数料平均が占める割合)+4円/kg(箕面市の処分手数料)
 - (3)【資料5】から、20円/kg(家庭ごみと同じ処理手数料・費用負担)-(8円/kg-4円/kg)(処分手数料の見直し分)
- の3点である。

【資料 8】 資源化可能な廃棄物、処理料金、資源化率

平成 19 年度事業系ごみ質細組成分析結果〔湿重量〕(1 業種 2 店舗から採取した 1 日分のごみによる分析データ) 及び大規模小売店舗ならびにこれに準ずる多量排出事業者の事業系一般廃棄物減量等計画書より推計した。

本内容はあくまで資源化可能としたごみが資源化され、処理費用に反映された場合を仮定した概算モデルであり、実数値ではない。

現時点で、排出事業者による自主的資源化が可能な(資源化ルートが確立されている)ごみとして、紙類の資源化可能なごみ、プラスチック類のペットボトル、金属類の空き缶及びガラス類の空き瓶を分類した。

処理料金は、平成 17 年度に許可業者 4 社から提出された書類から算出した「1 kg あたりの平均処理料金：14.181 円」を使用した。

| 事業所 細組成 測定 結果 | 項目 | 飲食業 | | ドラッグストア | | スーパーマーケット | | 衣類卸問屋 | | 運輸・倉庫業 | |
|------------------------|---------|--------|------|---------|-------|-----------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | | 全体 % | 資源 % | 全体 % | 資源 % | 全体 % | 資源 % | 全体 % | 資源 % | 全体 % | 資源 % |
| | 紙類 | 10.77 | 6.35 | 56.71 | 48.65 | 14.53 | 12.07 | 58.50 | 51.54 | 76.30 | 48.81 |
| | プラスチック類 | 8.39 | 0.46 | 23.80 | 0.81 | 16.53 | 0.38 | 27.07 | 0.36 | 10.65 | 1.29 |
| | 繊維類 | 0.06 | 0.00 | 0.12 | 0.00 | 0.38 | 0.00 | 0.03 | 0.00 | 1.18 | 0.00 |
| | ゴム・皮革類 | 0.00 | 0.00 | 0.06 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.03 | 0.00 | 0.03 | 0.00 |
| | 金属類 | 0.13 | 0.04 | 2.48 | 2.36 | 0.09 | 0.09 | 0.39 | 0.20 | 5.07 | 4.62 |
| | ガラス類 | 0.36 | 0.00 | 5.88 | 5.07 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 1.49 | 1.34 |
| | 厨芥類 | 77.44 | 0.00 | 10.43 | 0.00 | 59.09 | 0.00 | 6.86 | 0.00 | 4.76 | 0.00 |
| | 草・木・木片 | 2.59 | 0.00 | 0.52 | 0.00 | 9.38 | 0.00 | 7.12 | 0.00 | 0.31 | 0.00 |
| | 陶器類 | 0.12 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| | その他 | 0.14 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.21 | 0.00 |
| | 合計 | 100.00 | 6.85 | 100.00 | 56.89 | 100.00 | 12.53 | 100.00 | 52.10 | 100.00 | 56.07 |
| | 資源率% | | | | | | | | | | |

| | | | | | | |
|---------------|------------|-----------|-----------|-----------|---------|------|
| 大規模・多量排出事業者推計 | 平均排出量 t/年 | 84.0 | 85.5 | 268.3 | 78.3 | 67.8 |
| | | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| | 資源化可能量 t/年 | 5.8 | 48.6 | 33.6 | 40.8 | 38.0 |
| | = × | | | | | |
| 処理料金 円/年 | | | | | | |
| × 14.181 円/kg | 1,191,204 | 1,212,476 | 3,804,762 | 1,110,372 | 961,472 | |
| 資源化分の処理料金 円/年 | | | | | | |
| × 14.181 円/kg | 82,250 | 689,197 | 476,482 | 578,585 | 538,878 | |

- 1 減量等計画書未提出のため、許可業者から提出されたデータから算出
- 2 減量等計画書提出事業者のデータから算出

【参考】

| 減量計画書実績 | 項目 | 飲食業 | | ドラッグストア | | スーパーマーケット | | 衣類卸問屋 | | 運輸・倉庫業 | |
|---------|------------|------------|------------|---------|---|-----------|----|-------|---|--------|---|
| | | 減量計画書提出業者数 | 内、資源化実施業者数 | | | | | | | | |
| | 減量計画書提出業者数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 13 | 12 | 5 | 3 | 3 | 3 |
| | 資源化率 | 平均 | - | - | - | 55.86 | | 33.04 | | 47.47 | |
| | | 最大 | - | - | - | 68.90 | | 49.38 | | 68.40 | |
| | | 最小 | - | - | - | 29.08 | | 19.44 | | 20.44 | |

資源化率の平均は資源化実施業者のみでの平均